

その契約は大丈夫？

あれっ？
と思ったら

消費生活センターへ

5月は消費者月間です。ことしは「守ろうよ、みんなを！
なくそう！高齢者の消費者被害」がテーマ。日ごろから
悪質商法などの情報に注意し、安心した生活を送りましょ
う。

問い合わせは
消費生活センター ☎230-1755



悪質商法を寸劇で解説

さまざまな事業で 消費者をサポート

社会が変化するにつれ消費者問題も
多様化し、近ごろでは新たな悪質商法
も目立っています。消費生活センター
では、消費者被害を防ぎ消費者が安心
した生活を送れるよう、さまざまな事
業や活動を行っています。

■消費生活相談

悪質商法による被害や商品の購入
サービスの利用に伴って事業者との間
に生じたトラブルや疑問について、専
門の相談員が問題解決のためのお手伝
いをします。

■消費者講座

消費者問題の専門家を講師に招き、
分かりやすく講義します。

■出前講座

消費生活啓発員や市職員が地域や学
校に出向き、悪質商法から身を守るた
めの知識を寸劇などで説明します。

■くらしのセミナー

生活に役立つ知識を学ぶセミナーを
3回シリーズで年2回開催。日程はそ
の都度、本紙などでお知らせします。

典型例を把握して 被害を防ごう

昨年度、消費生活センターに寄せら
れた相談は2,273件。下表のとおり、

多重債務に 陥らないために

消費者金融やカード会社などからの
借り入れで、多重債務に陥ってしまう
ケースが増えています。安易な借金
や返済目的の借金はやめましょう。収
入の中で返済できなくなった時には、
1人で悩まず消費生活センターに相談
してください。聞き取り後、直ちに弁
護士や司法書士、法テラスなどの専門
相談窓口につなぎます。

6月からは法律が改正され、貸し出
しが厳しくなります。ヤミ金融には絶
対に手を出さないようにしましょう。



消費生活啓発員の会
会長 上原 淳子さん(左)
副会長 井野 佳子さん(右)

インタビュー 消費生活 啓発員に聞く

消費生活啓発員として出前講座の寸劇への出演や、
消費生活に関するさまざまな研究をしています。活動
する中で感じるのは、「甘い話は存在しない」ということ。
皆さんの中には「わたしは大丈夫」と思っている人も
いるかもしれませんが、相手はプロ。いざ自分がその状況
になってみると、催眠術にかかったように被害に巻き込ま
れてしまいます。決して気を許さないことが大切です。
特に独り暮らしのお年寄りに注意してほしいのは、1人
で悩まないということ。消費生活センターや近所の人に
相談をして、被害を防ぎましょう。

これからも悪徳商法を完全追放できるよう、市と消費
者をつなぐパイプ役として積極的に活動していきたい
と思っています。

相談はこちらへ

消費生活センター

千代田町二丁目5-5シー
ズポート2階(5番街立体
駐車場2階) ☎230-1755

■消費生活相談

日時=月曜～金曜、午前9
時～午後4時(祝日・年末
年始を除く)



子供の携帯電話 気を付けることは



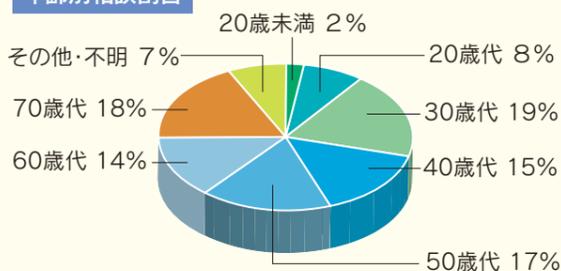
〈事例〉高校に入学した娘が携帯電話
を使い始めました。メールやイン
ターネットのトラブルに巻き込まれ
ないか心配です。

〈回答〉携帯電話はとても便利です
が、メールやインターネット、プロ
グなどで多くのトラブルが起きてい
ます。「メールの対応に追われて食
事中や深夜も携帯が手放せない」、
「メールで悪口を書かれいじめられ
た」、「名前や顔写真をブログやプロ
フィールサイトに載せたら迷惑メー
ルがたくさん届いた」、「アダルトサ
イトや出会い系サイトにアクセスし
高額な請求をされた」など、さまざ
まです。中には犯罪に巻き込まれる
深刻なケースもあります。携帯電話
を利用する場合は次の点に気を付け
るとともに、使う時間を決めるなど、
親子でルールを作りましょう。

- ①電話番号やメールアドレスなどの
個人情報をおやみに教えない。
- ②知らない電話番号やメールアドレス
には応じない。
- ③有害サイトへのアクセスを制限す
るためフィルタリングサービスを利用
する。

平成21年度の相談内容

年齢別相談割合



商品・役務別相談件数

順位	商品・サービス	件数
1	消費者ローン利用による多重債務関係	449
2	携帯電話の情報のトラブル	390
3	具体的商品特定できない相談(架空請求)	143
4	学習・資格教材・新聞契約のトラブル	135
5	アパートの賃貸借・電話機のリースなど	129
6	食品の安全性	125
7	消火器・節電器・浄水器	102
8	エステサービス・排水管清掃など	94
9	海外宝くじ・各種教育講座	84
10	ソーラーシステム・床下換気扇	74